


インボイス制度 個別無料相談会のご案内

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイス発行事業者の登録申請は原則として令和5年3月31日までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の通知を受ける必要があります。
本庄商工会議所では、関東信越税理士会本庄支部派遣の税理士による「インボイス制度個別無料相談会」を実施いたします。
免税事業者だが登録は必要？ 経理処理はどのように変わるの？ などインボイス制度にまつわる疑問を相談してみませんか。

開催日程	令和4年 8月25日（木） 9月29日（木） 10月27日（木） 11月 7日（月）、24日（木） 12月 5日（月）、22日（木） 令和5年 1月11日（水）、26日（木）
開催時間	①午後1時～、②午後2時～ （予約制、各回60分）
開催場所	本庄商工会議所1階相談コーナー 住所 本庄市朝日町3-1-35 電話 0495-22-5241
持ち物	相談内容に応じて、決算資料・帳簿などをご持参ください。
予約方法	ご予約フォームアドレス https://reserva.be/honjoccisoudanjyo 下記QRコードをご利用下さい。 メニューから「インボイス制度個別無料相談会」を選択し、希望の日時からご予約いただけます。 

※WEB予約が難しい場合は、お電話でお問い合わせください。

- ・やむを得ず相談会を中止する場合がありますのでご了承ください。中止の場合はご登録いただいたメール・電話にご連絡いたします。
- ・ご予約時間に遅れてしまいますと、相談時間が短くなってしまう場合もありますのでご了承ください。

担当：本庄商工会議所 中小企業相談所
飯島、下村